

市内障害者施設等 代表者各位

横浜市健康福祉局
健康安全課ワクチン接種調整等担当課長

障害者施設等における
新型コロナウイルスワクチン施設接種にかかる手続きについて（令和 3 年 7 月以降）

1 趣旨

障害者入所施設における新型コロナウイルスワクチンの施設接種については、令和 3 年 5 月 10 日付健健安第 610 号でお知らせしておりますが、7 月以降の施設接種の手続き等について改めて御案内します。

2 対象者 ※下線は今回新たに加わった対象者

- (1) 令和 3 年度中に 65 歳以上である入所者
- (2) (1) 以外の入所者で、基礎疾患（下記【参考】参照）を有する者
- (3) (1) (2) 以外の入所者
- (4) 従事者（対象施設内において、入所者に直接接する従事者）

【参考】基礎疾患を有する者

- ① 次の病気や状態の方で、通院/入院している方
 - (1) 慢性の呼吸器の病気 (2) 慢性の心臓病（高血圧を含む。） (3) 慢性の腎臓病
 - (4) 慢性の肝臓病（肝硬変等）
 - (5) インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
 - (6) 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
 - (7) 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
 - (8) ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
 - (9) 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
 - (10) 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
 - (11) 染色体異常 (12) 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
 - (13) 睡眠時無呼吸症候群
 - (14) 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳（愛の手帳）を所持している場合）
- ② 基準（BMI 30 以上）を満たす肥満の方
BMI30 以上の目安：身長 170cm で体重約 87kg 以上、身長 160cm で体重約 77kg 以上

3 対象施設 ※下線は今回新たに加わった施設

障害者支援施設、共同生活援助（グループホーム）、障害児入所施設

※上記のほか、「2 対象者 (1) (2)」が通所する事業所内で接種が可能な場合も対象に含みます。

※通所事業所の場合は、「2 対象者」について「入所者」を「通所者」と読み替えます。

4 接種券の送付時期（横浜市）

64歳以下の市内に住民票のある接種対象年齢の全ての市民に、次のとおり接種券を送付します。

年齢層別の発送となるため、対象者全員の接種券が届くまで時間がかかる場合もあります。**複数施設**を利用されている方の場合（入所と通所・複数の通所）、重複して接種を行う恐れがありますので、**接種券が届いてからの接種を原則としてください。**接種計画の都合等により、やむを得ず接種券到着前に接種を実施する場合は、接種対象者の接種情報を施設の責任において管理するとともに、複数施設を利用している場合は、関係施設への連絡を徹底していただくようお願いいたします。

なお、横浜市外に住民票のある方については、それぞれの自治体に接種券の発送時期について確認をお願いします。

【接種券の送付について】

- ① 発送時期：6月下旬から7月中
- ② 発送方式：年齢層別に5～6段階（各年齢層の発送間隔は1週間程度）
- ③ 対象年齢：64歳から12歳まで
- ④ 発送数：約245万

5 施設接種の流れ

(1) 接種を実施する医療機関

平時の定期接種の接種形態（協力医療機関や嘱託医の勤務医療機関等による接種）を基本とし、接種について医療機関と御相談ください。

○医療機関が、本市接種実施医療機関（サテライト型接種施設）の申請を行っていない場合は、先に申請手続きが必要です。以下をご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryoyobosesshu/vaccine/20210421.html>

○嘱託医等による接種が困難な場合は、別添「施設接種協力医療機関リスト」を参考にして調整を行ってください。

○敷地内の特定診療所で接種を実施する場合、保険医療機関コードが無い場合は、「類似コード」の付番が必要です。以下「保険医療機関コードが存在しない接種施設の手続き」を御確認ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/vaccine-forhospital.html>

(2) 接種の流れ ※四角囲み内に役割分担を記載しています。

詳細は、別添「新型コロナウイルスワクチン施設接種の手引き」をご覧ください。

① 接種予定者の把握 施設

施設は、入所者の接種希望や接種場所を把握し、リスト等に記録します。

② 接種予定日の調整 施設と医療機関

施設と接種実施医療機関の間で、接種数やグループ分け等を検討し、接種予定日を調整します。

※医療機関ごとに配送曜日が固定されていますので、配送曜日を確認の上、接種予定を調整してください。

※サテライト型接種施設の申請を行っていない医療機関については、サテライト型接種施設の決定通知とあわせて配送曜日を医療機関にお知らせします。

③ ワクチンの要求 医療機関

接種実施医療機関から横浜市に、ワクチンの必要数を報告します。

※ワクチンの要求は、専用の Web サイトを使って行います。詳細は、サテライト型接種施設の決定通知とあわせて医療機関にお知らせします。

④接種券、予診票の準備 **施設**

施設が接種当日までに、入所者の**接種券、予診票**を用意します。

※接種券は住民票住所に送付されます。施設外に住民票住所がある場合は、御家族等から転送いただく等御対応願います。

※接種日までに接種券が届かない場合は、予診票を厚生労働省HP（下記参照）からダウンロードし、作成してください。接種券の到達時期と接種日が前後する場合には、接種予定者リストで接種記録を管理し、接種券が届き次第予診票に貼付してください。

<厚生労働省HP>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yoshinhyouetc.html

⑤ワクチンの受取 **医療機関**

接種実施医療機関がワクチンを受け取り、保管します。

【参考】ワクチン保管可能期間

冷凍庫（-15℃～-25℃）での保管：ワクチン到着日を除き 13 日間保管可能

冷蔵庫（2℃～8℃）での保管：ワクチン到着日を除き 31 日間保管可能（5/31 改訂）

⑥ワクチンの移送 **医療機関**

接種実施医療機関がワクチンを会場に運びます。

⑦接種の実施 **施設と医療機関**

当日は必要に応じ、医療機関と調整の上、会場設営や経過観察などのご協力をお願いします。

重大な副反応、接種直前の陽性者発生などは、下記担当へ速やかに御一報ください。

⑧実績報告 **施設及び医療機関**

- ・医療機関：VRS(接種券の読込)、V-SYS(ワクチン收受と使用数入力) [接種の都度実施]
- ・施設：実績報告(日毎の利用者・従事者の数。報告様式は別途お知らせ) [毎月]

6 添付資料

- (1) 施設接種協力医療機関リスト
- (2) 新型コロナウイルスワクチン施設接種の手引き
- (3) 施設接種に関するQA
- (4) 【参考】令和3年4月22日付厚生労働省社会援護局通知「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」

【担当】

健康安全課ワクチン接種調整等担当

TEL：671-4036

E-mail：kf-ssv@city.yokohama.jp